

序章

市川三郷町らしい景観形成をめざして



序章 市川三郷町らしい景観形成をめざして

1. 市川三郷町らしい景観形成に向けて

(1) 市川三郷町らしい景観の形成

市川三郷町は、御坂山地の山並みと深遠な森を中心とした豊かな自然景観、笛吹川、富士川、芦川などの骨格的な水辺景観に加え、新川や山田川、葛籠沢川などの身近な水辺景観、四尾連湖、まちなかの水路網など「水文化」を象徴する特徴的な水辺景観、優れた眺望景観、のどかな里山や農山村景観、風土に培われた伝統産業などの暮らしの景観、風格ある歴史文化的な景観や繁栄の歴史など往時の面影を残すまちなみ景観など、まちの個性や魅力を感じ取ることのできる多彩な景観を擁しています。

こうした市川三郷町の個性と風格ある景観は、本町特有の地形や風土のなかで、先人たちによって知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて築きあげ、形づくられてきたものであり、永い歴史的な背景があります。そこには地域ならではの「作法」や「配慮」に基づいた独自の秩序があり、この独自の景観的な秩序こそが市川三郷町らしい景観の原点となっているのです。

しかし、近年、豊かな暮らしを享受できるようになった一方で、こうした地域づくりの秩序が薄れ、これまで培われた貴重なまちなみやふるさとの風景の喪失が懸念されています。

時代の流れとともに市川三郷町らしさも少しずつ変化をしていくことは否めませんが、この永い年月をかけて培われた市川三郷町らしさを形成している一定の景観的な秩序は、町民共有のかけがえのない財産であり、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

このため、景観法の活用や景観計画の策定はもとより、町民、事業者、行政それぞれが景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任をもって、時には観光客などの来訪者も含め、市川三郷町らしい景観をみんなの共有財産として守り、育み、継承していく景観づくりに、継続的に取り組むこととします。



・みはらしの丘からの眺望



・市川公園からみた中心市街地



・上野地区の田園集落地



・網倉の集落地

(2) 景観形成に取り組む意義

景観は、目に映る全てのものを含みます。そのため、たとえ私的な空間であっても外部からみえる空間は、一定の公共性があるという認識が重要です。このような考え方は、これまでにまちづくりの作法、ご近所への配慮という暗黙の秩序として行われてきたものです。

景観形成とは、単に表面的な美しさをつくるということではなく、時には「つくらない」「取り除く」といった空間デザインも含め、真の意味で気持ちよく快適で市川三郷町らしいまちや地域をつくることであり、その結果が景観として現われるのです。そのため、景観形成に取り組むということは、次のような意義があります。

● まちや地域の個性を創出します



・「ひや」と呼ばれる路地

市川三郷町にしかない景観や、特徴が際だっている景観などは、「市川三郷町らしさ」ということができます。

この本町固有の景観を守り、創り、育てることによって、市川三郷町の個性（アイデンティティ）や魅力を創出することができます。また、そうした景観形成への取り組みが、ふるさとへの誇りを育むことにつながります。

● 豊かな暮らし・生活環境を形成します



・市街地を流れる水路のせせらぎ

良好な景観は、暮らしに豊かさゆとり、潤いをもたらすためには不可欠なものです。

景観形成に取り組むということは、心豊かな暮らしや、誰もが心地よいと感じる生活環境を形成していくということに他ならないのです。

● まちや地域の活性化、交流を創出します



・神明の花火大会



・収穫体験

賑わいや楽しさのある風景は、多くの人々を魅了し、引きつけるとともに、地域に暮らし働く者にとっても心の糧や誇りとなるものです。

地域資源を大切に活かした魅力あるまちなみや個性ある界隈などの風景は、それ自体がおもてなしの景観であり、人々が賑わい、楽しむ風景は、観光や経済活動、文化・交流活動等に活力を与え、まちや地域の活性化を促します。

● 地域のコミュニティを育みます



・住民による花植え

住民がこれまで暮らしの中で積み重ねてきた「作法」や「配慮」が感じ取れる風景は、景観に奥行きを与え、地域への愛着を感じさせます。このことは、地域の豊かなコミュニティや、将来を担う子どもたちの感性を育むことにもなるのです。

また、身近に小さな心づかいの感じられる風景は、住んでみたいと思わせる気持ちを生み出すことにもつながります。

2. 景観計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「景観計画」は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民等の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で「景観法」を根拠とする景観計画への取り組みが進められています。山梨県内でも、本町をはじめ、多くの自治体が景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

本町の景観形成については、これまで「市川三郷町第 1 次総合計画」（平成 19 年 3 月）や「市川三郷町都市計画マスタープラン」（平成 22 年 3 月）を策定し、この中において一定の方向を示すとともに、市川地区中央部における魅力あるまちなみの形成など、町民と協働による様々なまちづくりプロジェクトに取り組み、本町らしい景観づくりに向けた活動を展開してきています。

一方、平成 17 年 10 月の合併により、これまで 3 町で行なわれてきた景観施策を整理・統合し、市川三郷町として新たな景観形成のビジョンを再構築するため、町域を一体的にとらえた魅力ある景観形成の創出が求められています。

こうした背景のもと、本町は平成 17 年 9 月 18 日に、旧三珠町が「景観行政団体」になったことを契機として、市川三郷町景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

(2) 計画の目的

市川三郷町景観計画は、景観形成に関する基本的な考え方や方針、基準等を明らかにし、市川三郷町らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針をつくり、良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。

そのため本計画では、市川三郷町の風景に誇りと愛着をもち、次世代に継承していくという町民共有の熱い思いを込められるよう、多くの町民の声を反映して策定作業を進めてきました。

■計画の特徴

●市川三郷町の景観形成に関する総合的な計画です

景観計画は、景観法に基づいて市川三郷町が定める計画で、本町の景観形成に関する総合的な計画となるものです。本町の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくこととなります。

●広く町民意見を反映して策定する計画です

景観計画の策定にあたっては、「市川三郷町風景づくり住民懇談会」の設置や景観住民アンケート調査の実施、広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリックコメント（意見公募手続）の実施など、広く町民の意見を反映しています。

●景観形成のめざす方向を共有する、町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針となります

景観計画に定める内容は、本町の良好な景観形成を推進していくための町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針（ガイドライン）となるものです。

注) * 景観行政団体とは、景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。政令指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になりますが、その他の市町村も都道府県に代わって景観行政団体になることができます。

3. 景観計画の位置づけと構成

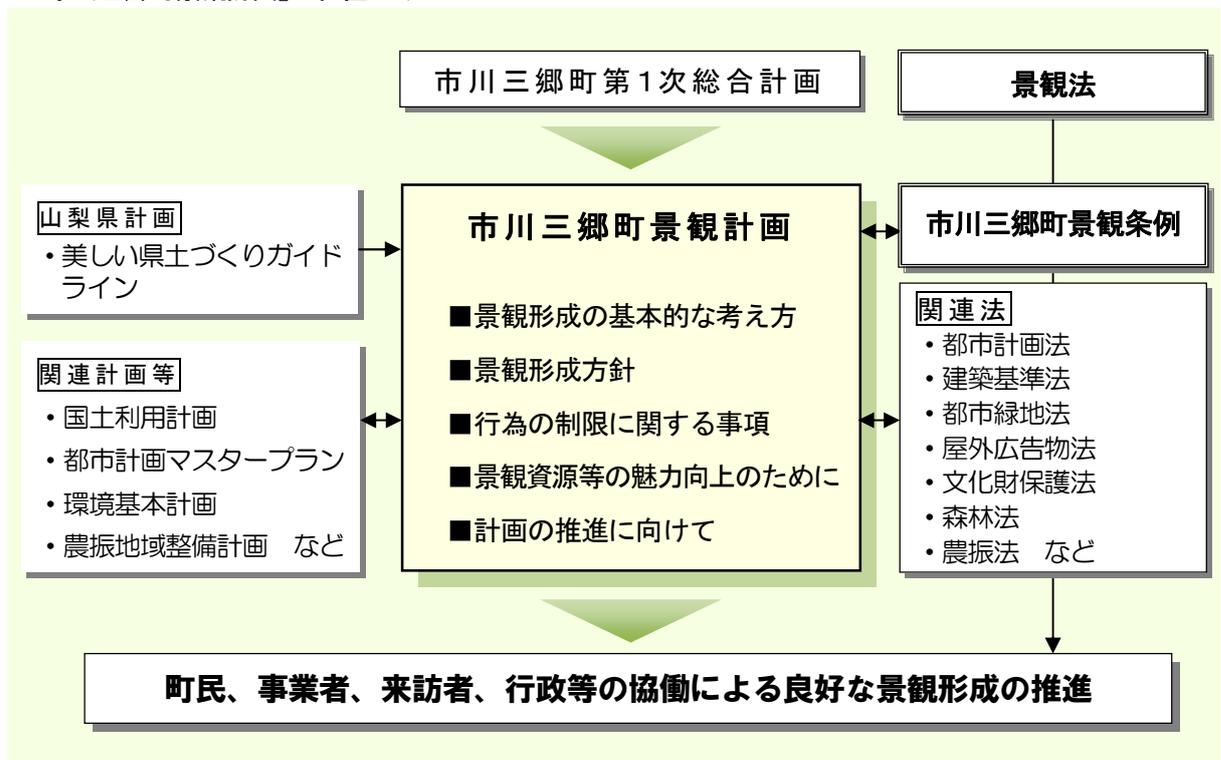
(1) 計画の位置づけ

「市川三郷町景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「市川三郷町第1次総合計画」（平成19年3月）に則した、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、町民が行う景観形成活動や、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令等の活用を図ります。こうした総合的な施策推進により、町民、事業者、来訪者、行政等との協働による景観形成を推進していきます。

■「市川三郷町景観計画」の位置づけ



(2) 計画の期間

景観形成には、長い時間を要することから目標年次は定めません。しかし、方針等の景観形成に関する基本的事項については、上位・関連計画等の改定や、国や山梨県の景観施策の変更を踏まえ、今後の町民ニーズや本町をとりまく社会・経済環境の変化に伴い、適宜、見直しを行うこととします。

また、景観形成の基準や計画の推進に向けては、重点地区の指定や景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、追加・修正を行うなど、成長型の計画として内容を充実し、運用することとします。

(3) 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、本町独自で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく5つの内容で構成します。

■市川三郷町景観計画の構成(案)

1 市川三郷町の景観特性と課題

1. 市川三郷町の概況
2. 市川三郷町の景観特性
3. 景観づくりについての主な住民意向
4. 景観形成に向けた課題

2 景観形成の方針

1. 景観形成の基本的な考え方
 - 基本理念／●景観形成の目標／●市川三郷町の景観構造
2. 景観形成方針^{*2}
 - (1)あるがままの自然を守り、活かす風景づくり
 - (2)美しい眺望と夜景の魅力を高める風景づくり
 - (3)固有の歴史文化を誇り、継承する風景づくり
 - (4)のっぴいが育む豊かな農と里山、農村の風景づくり
 - (5)住む人が心地よい、地域の個性が協奏する暮らしの風景づくり
 - (6)交流や結びつきを深め、まちが元気になる風景づくり
3. 景観形成推進ゾーンの方針

3 良好な景観形成のための行為の制限 (行為の制限に関する事項)

1. 行為の制限に関する基本的な方針
 - (1)基本的な考え方
 - (2)景観計画で定める事項
 - (3)建築物等の行為制限に関する基本的な方針
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項^{*1}
 - 届出対象行為／●景観形成基準

4 景観資源等の魅力を高めるために (景観資源等の質的向上に関する事項)

1. 景観上重要な建造物や樹木について^{*1}
2. 景観上重要な公共施設等について^{*2}
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について^{*2}
4. 田園景観や農村景観の維持・向上に向けて^{*2}
5. 市川三郷町独自で定める事項
 - (1)歴史的景観の保全と創出に向けて
 - (2)眺望景観の保全と創出に向けて

5 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの考え方
2. 景観計画の推進に向けた施策
 - (1)景観に関する町民等の意識の醸成
 - (2)町民の自発的な景観形成活動の促進
 - (3)景観に関する庁内体制や仕組みの充実
 - (4)協働による先導的な景観まちづくりの推進
3. 景観施策の実現に向けて

市川三郷町景観条例

注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

*2 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。



・網倉集落の家並み